

当協会の主な取組み

1. 保証推進の取組み

① 保証推進キャンペーンの実施

適正保証の推進を図るため、平成27年度に4つの保証制度を新たに創設しました。

- 保証制度名：「アドバンス当貸」「リトルカード」「タイアップ50」
「季節（夏季・年末）保証」

上記の制度につきましては平成28年度も引き続き取扱いを実施しています。

なお、平成28年度におきましても、県内中小企業者の資金ニーズにお応えするため、新たな保証制度を創設しています。

- 保証制度名：「フレッシュ15」



② 金融機関協力店舗感謝状贈呈式の開催

前年度において県内中小企業の金融の円滑化並びに信用保証業務にご協力をいただいた金融機関に感謝の意を表し、感謝状の贈呈を行っています。

○平成27年6月2日（火） 於：奈良ロイヤルホテル



③ 金融機関若手担当者向け「信用保証業務基礎講座」の開催

金融機関の若手担当者を対象に、基本的な協会業務への理解と協会職員との意思疎通を深めていただくため、平成27年度で4回目の開催となりました。

- 平成27年11月12日（木） 於：ホテルリガーレ春日野 参加者 51名
- 平成27年11月19日（木） 於：橿原オークホテル 参加者 37名



④ 金融機関との保証申込事前相談会の開催

毎月、県内信用金庫を訪問し、保証申込の事前相談を実施しています。

⑤ ダイレクトメールの発送

完済した顧客に対して、保証制度一覧パンフレットを同封して四半期ごとにダイレクトメールを発送しています。



2. 経営支援・再生支援・創業支援の取組み

① 「奈良県中小企業支援ネットワーク」

「奈良県中小企業支援ネットワーク」は、県内の中小企業者に対する経営支援策や再生事例などの情報を会員相互で共有し、協調して中小企業の再生支援に取り組むことで、県内経済の活性化に寄与することを目的としています。

当協会が事務局となり、平成24年8月に発足しました。

□ネットワーク参加機関（平成28年7月1日現在 21機関）

近畿経済産業局、近畿財務局奈良財務事務所、奈良県、奈良県産業振興総合センター、奈良県地域産業振興センター、地域経済活性化支援機構、奈良県中小企業診断士会、日本公認会計士協会近畿会奈良地区会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、奈良県銀行協会、南都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良県中小企業再生支援協議会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県中小企業団体中央会、近畿税理士会、奈良県信用保証協会

（i）ネットワーク会議の開催

定期的に参加機関における経営支援・再生支援等の取組みについて、事例報告や情報交換を行い、県内全体の経営改善スキルの向上に努めています。

○第9回 平成27年5月26日（火） 於：奈良県文化会館 会議室

○第10回 平成28年2月16日（火） 於：奈良県文化会館 会議室



（ii）サポート会議の開催

中小企業者が経営改善計画を策定していく過程において、金融機関などの関係者が一堂に会し、支援に向けた方向性などの意見交換を行い、早期の経営改善サポートに努めています。

平成27年度は、40回の会議を開催し、返済条件の変更や借換による追加保証などの支援を行いました。

② 中小企業者の「経営改善計画策定費用」に係る一部助成

国が認定した外部専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その費用を国の業務委託先である奈良県経営改善支援センターが総額の2/3（上限200万円）まで補助する支援を行っています。

そこで、当協会では、この支援を受けられた方に、事業者負担分となる残りの1/3のうち、その半分（20万円を上限）を補助しており、平成27年度は29件の補助を行いました。

③ 外部専門家の無料派遣事業

外部専門家派遣とは、当協会を利用いただいている事業者が抱える各種課題等について、専門的な知識と経験を有する外部中小企業診断士を派遣することで課題の解決を図るものです。派遣回数は1案件あたり8回を上限とし、派遣費用は当協会が全額負担しています。



④ 休日・夜間 総合相談窓口の実施

休日・夜間 総合相談窓口を実施しました。県内で創業を予定されている方だけでなく、既に当協会を利用いただいている方にも相談対象者を拡大しています。



当協会の主な取組み

3. 広報活動の取組み

① ホームページの活用

協会に関する最新の情報をタイムリーにご紹介しています。

ホームページアドレス

<http://www.nara-cgc.or.jp>



② 保証四季報（旧：保証月報）の発行

協会の統計資料やお知らせなどを掲載した保証四季報を四半期毎に発行しています。（なお平成26年度までは「保証月報」として関係機関に配布していましたが、27年度より内容を一新し、「保証四季報」に変更しました。）



③ 「信用保証ハンドブック」の作成

協会の概要、保証制度等を紹介しています。



④ 「パンフレット」、「チラシ」の作成

協会業務の案内、経営支援、創業支援の広報用パンフレットを作成しています。



⑤ 広告の掲載

関係機関の機関誌などへ定期的に公告を掲載しています。

⑥ 「のぼり」の作成

創業支援、事業再生等をアピールするのぼりを協会の周囲に設置するなど、PRを行っています。



⑦ ビジネスフェアへの出展

当協会や信用保証制度をより多くの方に知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアへ出展し、パンフレットや冊子等を配布してPRを行いました。

○ビジネスマッチなら「橿原ビジネス商談会」～地域の魅力発見フェア～

主催：橿原商工会議所、奈良県商工会連合会

平成27年10月22日(木)、23日(金) かしはら万葉ホール



○「くらし産業メッセ2015」～元気な農商工再発見～

主催：大和高田商工会議所

平成27年11月7日(土)、8日(日) 奈良県産業会館

○「本気の女性+男性も集まれin生駒」

～本気の企業家と目指す人・応援する人のための講演会・交流会～

主催：生駒市コミュニティセンター文化ホール

平成27年11月28日(土) 生駒市コミュニティセンター文化ホール



○〈ナント〉「ものづくり元気企業マッチングフェア 2015」

見つけよう！新たなパートナー!! ～さらなる飛躍に向けて～

主催：南都銀行

平成27年12月2日(水) グランフロント大阪

○「かしは産業展」

主催：香芝産業展実行委員会

平成28年3月6日(日) 香芝市ふたかみ文化センター



当協会の主な取組み

4. その他の取組み

① 第三者介入排除、反社会的勢力等の排除

(i) 第三者介入を排除

公平・公正・平等な保証審査の確保に努めています。

- ・ 第三者が介在した保証申込は、一切受け付けいたしません。
- ・ 信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りいたします。
- ・ 保証審査に関する第三者からの問い合わせにはお答えできません。

(ii) 反社会的勢力等の排除

当協会は従来から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでおり、平成23年10月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正し、排除の強化に努めています。

また、啓もうするためのポスターを掲示し中小企業者や関係機関等に周知を図っています。



(iii) 「暴力団等排除対策会議」の開催

平成27年6月、奈良県警察本部と「第4回奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を開催し、最近の暴力団情勢について講話をいただくとともに、排除にむけて連携を強化するため、意見交換を行いました。



② 「意見交換会」の開催

平成27年8月、県内の各市町村、奈良県及び保証協会の担当者が参加して、地域の中小企業政策や融資制度等について意見交換を行いました。



③ 「外部評価委員会」の開催

協会運営の透明性を一層高めるために外部評価委員会を設置し、中期事業計画及び年度経営計画の実施状況について評価を受け、その結果はホームページにおいて公表しています。



④ 職員の人材育成

当協会では、職員の人材育成を重点項目と掲げ、職員の知識、能力の向上を図るため、各種研修を実施しています。なお、平成27年度に実施した内部研修の主なものは次の通りです。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ○「職員のビジネスマナー」 | 講師：南都経済研究所 |
| ○「コンプライアンス研修」「債権の時効」 | 講師：弁護士 |
| ○「昨今の暴力団情勢」 | 講師：奈良県警察本部刑事部組織犯罪対策第2課 |
| ○「メンタルヘルス」 | 講師：心理カウンセラー |
| ○「粉飾決算の見分け方」 | 講師：公認会計士 |
| ○「信用保証協会をめぐる諸情勢」 | 講師：全国信用保証協会連合会 |
| ○「保険要件・再生支援業務について」 | 講師：日本政策金融公庫 |
| ○「保証協会サービサー業務研修」 | 講師：保証協会サービサー |
| ○「民法の改正と時効の管理について」 | 講師：弁護士資格を有する職員 |



保証協会サービサー



日本政策金融公庫

⑤ 地域貢献

(i) 献血

毎年、年2回、当協会の駐車場で移動献血車により実施しています。

(ii) 清掃活動

例年9月のクリーンアップ奈良の清掃活動に参加しています。

また、毎月第1営業日に協会近辺の清掃活動を行っています。

(iii) 交通安全

奈良地区安全運転管理者協会が実施する『無事故・無違反チャレンジ200』に参加し、業務時間だけではなく、安全運転を心掛けています。

○交通安全教室 講師：奈良県警察本部交通部交通企画課

(iv) AED（自動体外式除細動器）の使用研修

AEDを設置し、緊急時には職員が対応可能なように使用方法及び心肺蘇生法の内部研修を実施しました。



献血



清掃活動



AED



交通安全

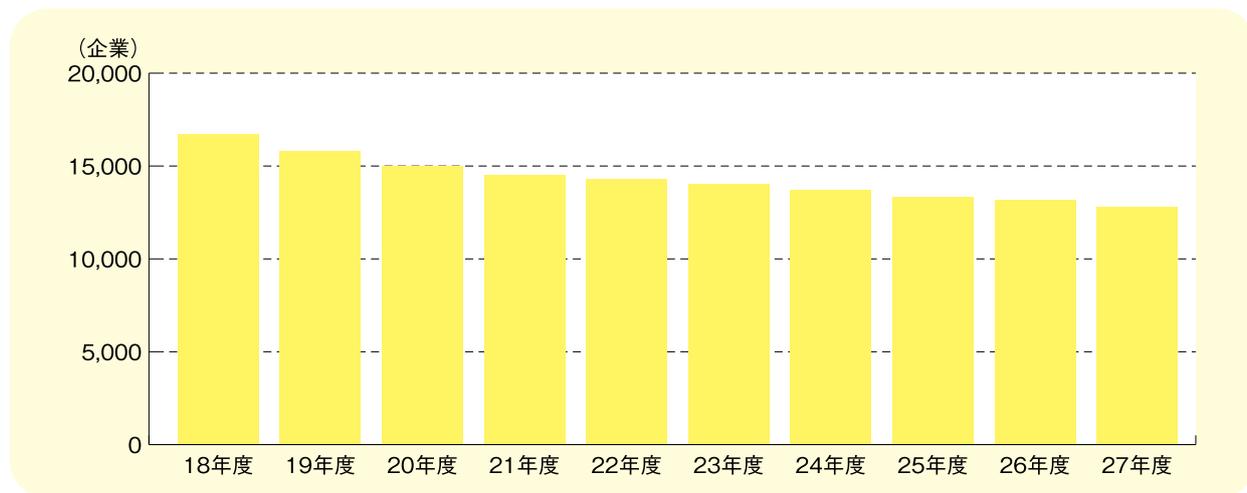
信用保証の動向

主要項目の推移(直近10年間)

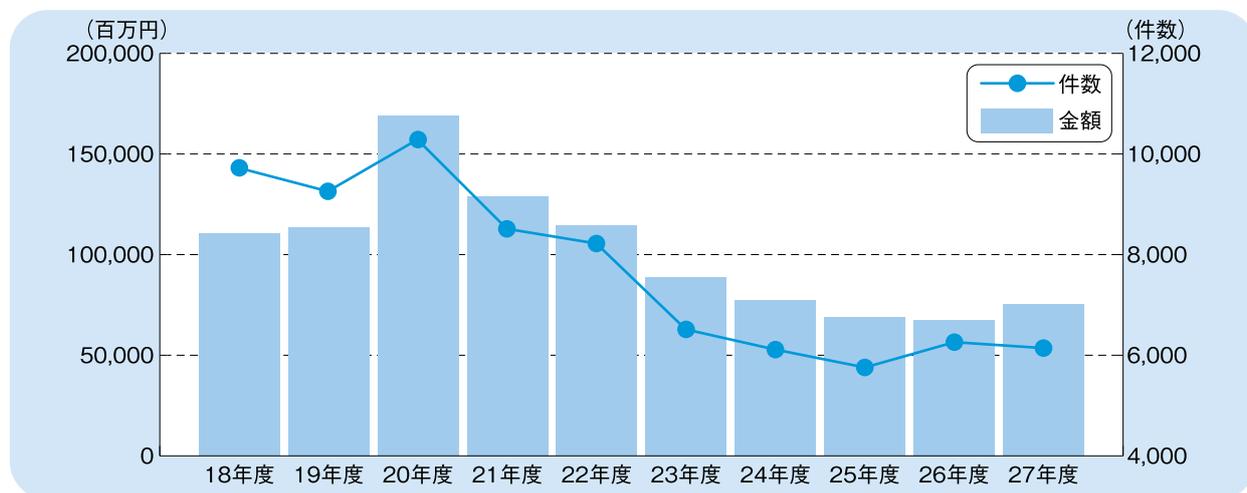
(単位:百万円)

年度	利用企業者数	保証承諾		保証債務残高		代位弁済 (元利計)		実際回収 (元金)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
18	16,750	9,725	110,391	31,814	266,665	830	8,960	2,874
19	15,794	9,258	113,679	30,647	267,370	847	8,395	2,627
20	15,028	10,287	168,993	28,758	303,680	1,017	12,152	2,496
21	14,544	8,512	129,096	27,901	311,790	828	9,568	2,644
22	14,296	8,220	114,360	27,446	305,627	604	6,935	1,943
23	14,019	6,513	88,836	27,285	290,673	514	6,653	2,028
24	13,699	6,112	77,544	26,768	271,647	430	5,573	1,709
25	13,355	5,757	68,797	26,028	253,446	332	3,742	1,680
26	13,162	6,260	67,641	26,100	242,382	342	3,588	1,623
27	12,858	6,175	77,421	24,997	233,661	258	2,669	1,221

利用企業者数



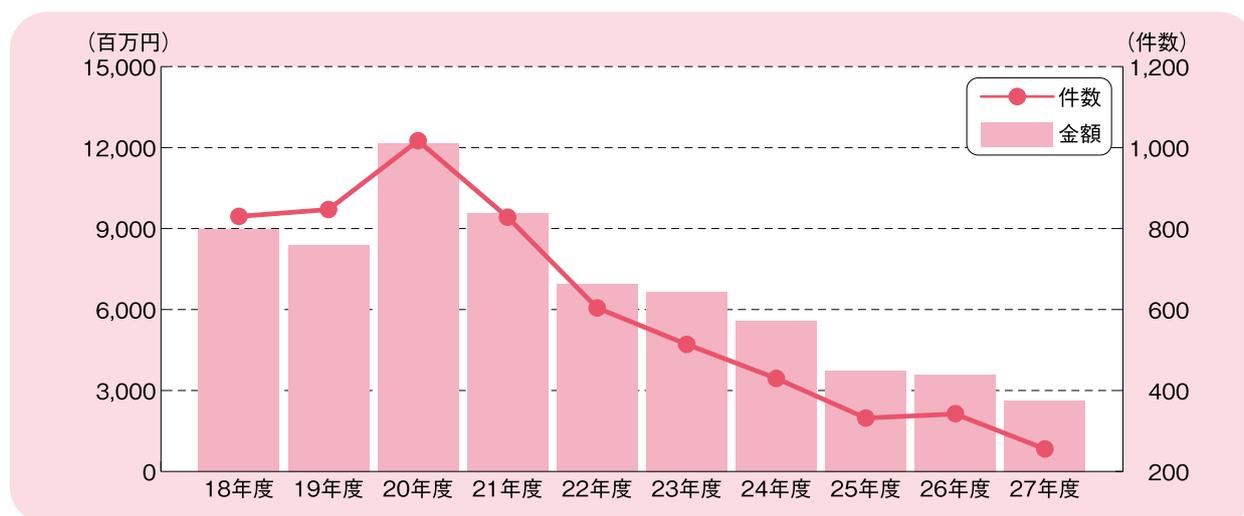
保証承諾



保証債務残高



代位弁済



実際回収



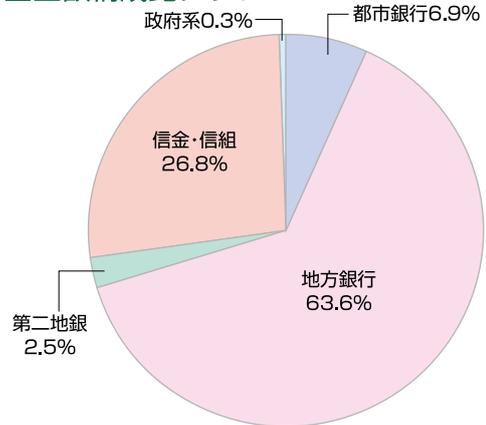
信用保証の動向

金融機関別保証状況（平成27年度）

保証承諾

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
都市銀行	213	5,345	98.2
地方銀行	3,546	49,212	111.5
第二地銀	121	1,939	130.3
信金・信組	2,284	20,726	127.6
政府系	11	199	61.8
合計	6,175	77,421	114.5

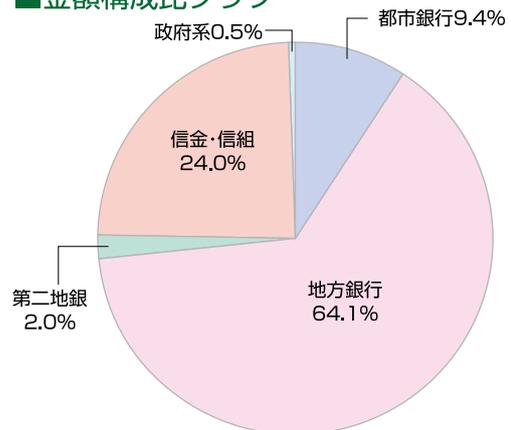
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
都市銀行	1,334	21,955	88.7
地方銀行	15,546	149,852	94.9
第二地銀	427	4,567	103.4
信金・信組	7,594	56,177	103.8
政府系	96	1,109	93.7
合計	24,997	233,661	96.4

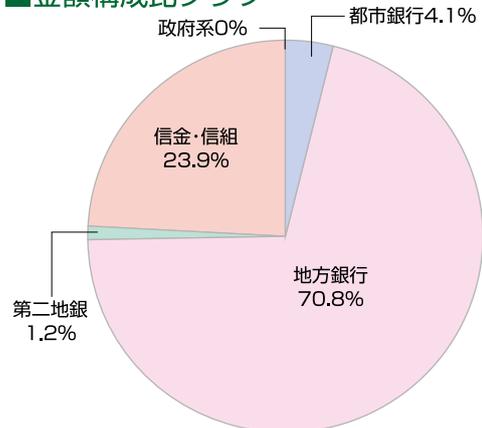
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
都市銀行	21	110	61.7
地方銀行	150	1,889	75.2
第二地銀	3	31	34.6
信金・信組	84	638	78.9
政府系	—	—	—
合計	258	2,669	74.4

金額構成比グラフ



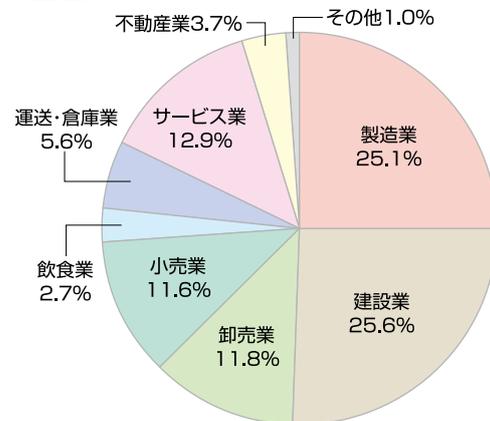
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

業種別保証状況（平成27年度）

保証承諾

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
製造業	1,240	19,397	110.5
建設業	1,583	19,844	121.7
卸売業	650	9,138	109.6
小売業	883	8,976	113.5
飲食業	306	2,096	129.7
運送・倉庫業	201	4,365	103.3
サービス業	1,038	9,955	117.2
不動産業	201	2,889	113.8
その他	73	760	115.1
合計	6,175	77,421	114.5

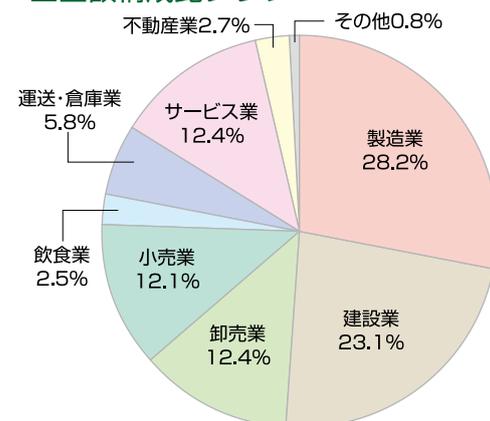
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
製造業	5,475	65,799	94.7
建設業	6,001	54,065	97.3
卸売業	2,716	28,917	94.2
小売業	3,700	28,280	96.8
飲食業	1,184	5,871	100.6
運送・倉庫業	912	13,523	99.0
サービス業	4,033	29,062	96.1
不動産業	723	6,324	100.9
その他	253	1,819	127.3
合計	24,997	233,661	96.4

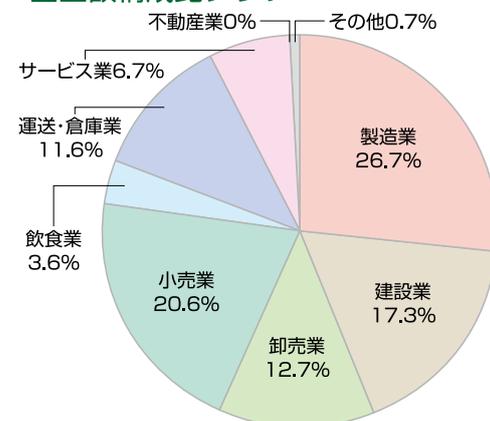
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額（百万円）	
			前年度比（%）
製造業	53	712	151.8
建設業	51	463	54.2
卸売業	35	340	35.9
小売業	50	550	117.1
飲食業	19	96	48.6
運送・倉庫業	13	309	297.6
サービス業	33	178	64.8
不動産業	1	0	0.2
その他	3	20	252.1
合計	258	2,669	74.4

金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

平成27年度決算

収支計算書 平成27年4月1日～平成28年3月31日

(単位：百万円)

支出の部

科目	金額
経常支出	2,137
業務費	958
借入金利息	0
信用保険料	1,178
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0

経常収支差額	778
経常外支出	4,379
求償権償却	2,780
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	12
退職金	0
責任準備金繰入	1,409
求償権償却準備金繰入	175
その他支出	2
経常外収支差額	25

当期収支差額	868
--------	-----

収入の部

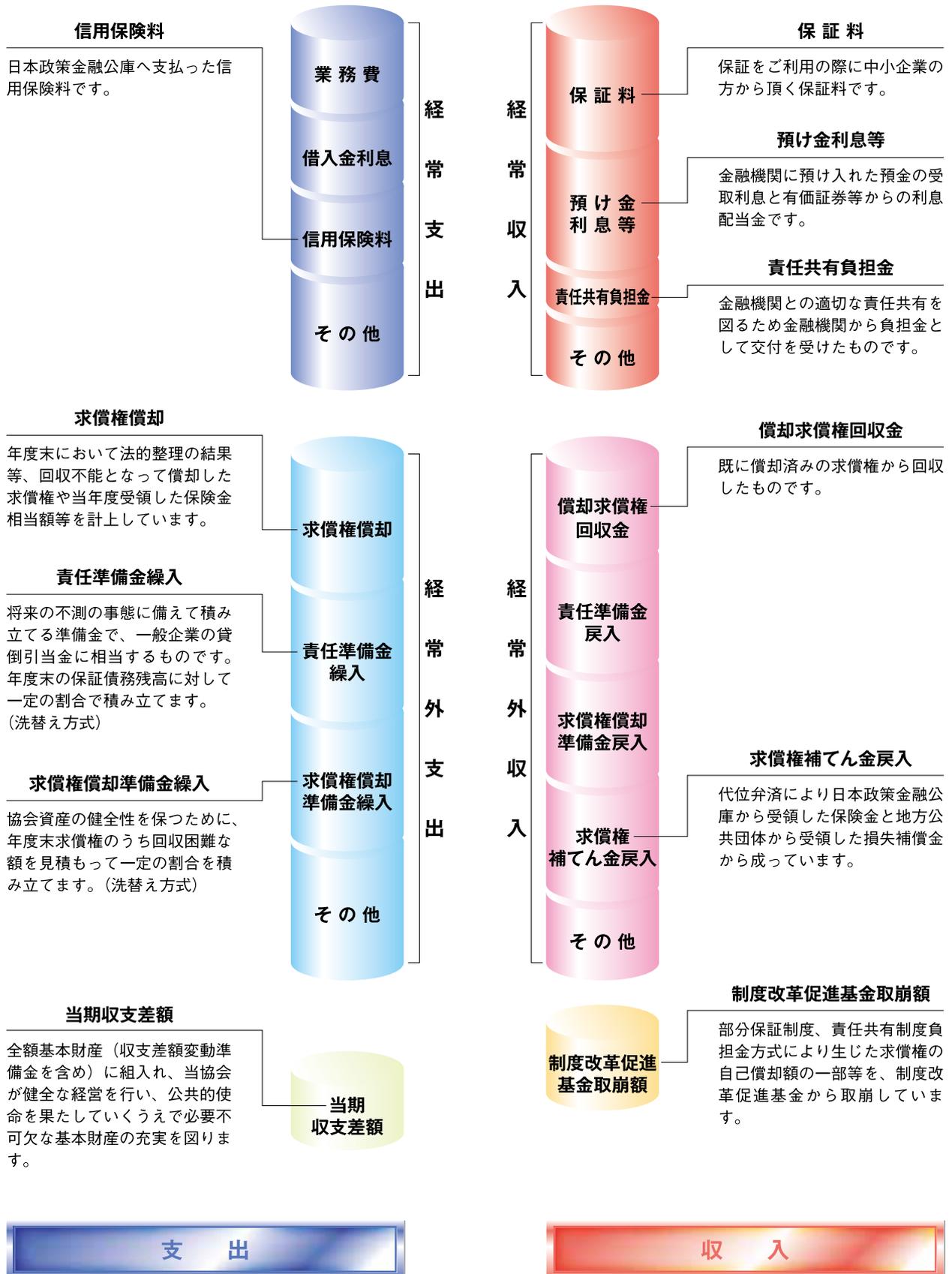
科目	金額
経常収入	2,915
保証料	2,352
預け金利息	2
有価証券利息・配当金	325
延滞保証料	3
損害金	16
事務補助金	0
責任共有負担金	189
雑収入	25

経常外収入	4,405
償却求償権回収金	196
責任準備金戻入	1,454
求償権償却準備金戻入	239
求償権補てん金戻入	2,514
補助金	0
その他収入	0

制度改革促進基金取崩額	64
収支差額変動準備金繰入額	434
基本財産繰入額	434

※) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

収支計算書の用語説明



平成27年度決算

貸借対照表 平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

借 方			貸 方		
科 目		金 額	科 目		金 額
現 金		0	基 本 財 産		18,809
預 け 金		6,372	基 金		3,980
金 銭 信 託		0	基 金 準 備 金		14,828
有 価 証 券		26,947	制 度 改 革 促 進 基 金		206
そ の 他 有 価 証 券		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金		7,870
動 産 ・ 不 動 産		311	責 任 準 備 金		1,409
損 失 補 償 金 見 返		0	求 償 権 償 却 準 備 金		175
保 証 債 務 見 返		233,660	退 職 給 与 引 当 金		783
求 償 権		727	損 失 補 償 金		18
譲 受 債 権		0	保 証 債 務		233,660
雑 勘 定		652	求 償 権 補 て ん 金		0
			借 入 金		0
			雑 勘 定		5,738
合 計		268,672	合 計		268,672

※) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

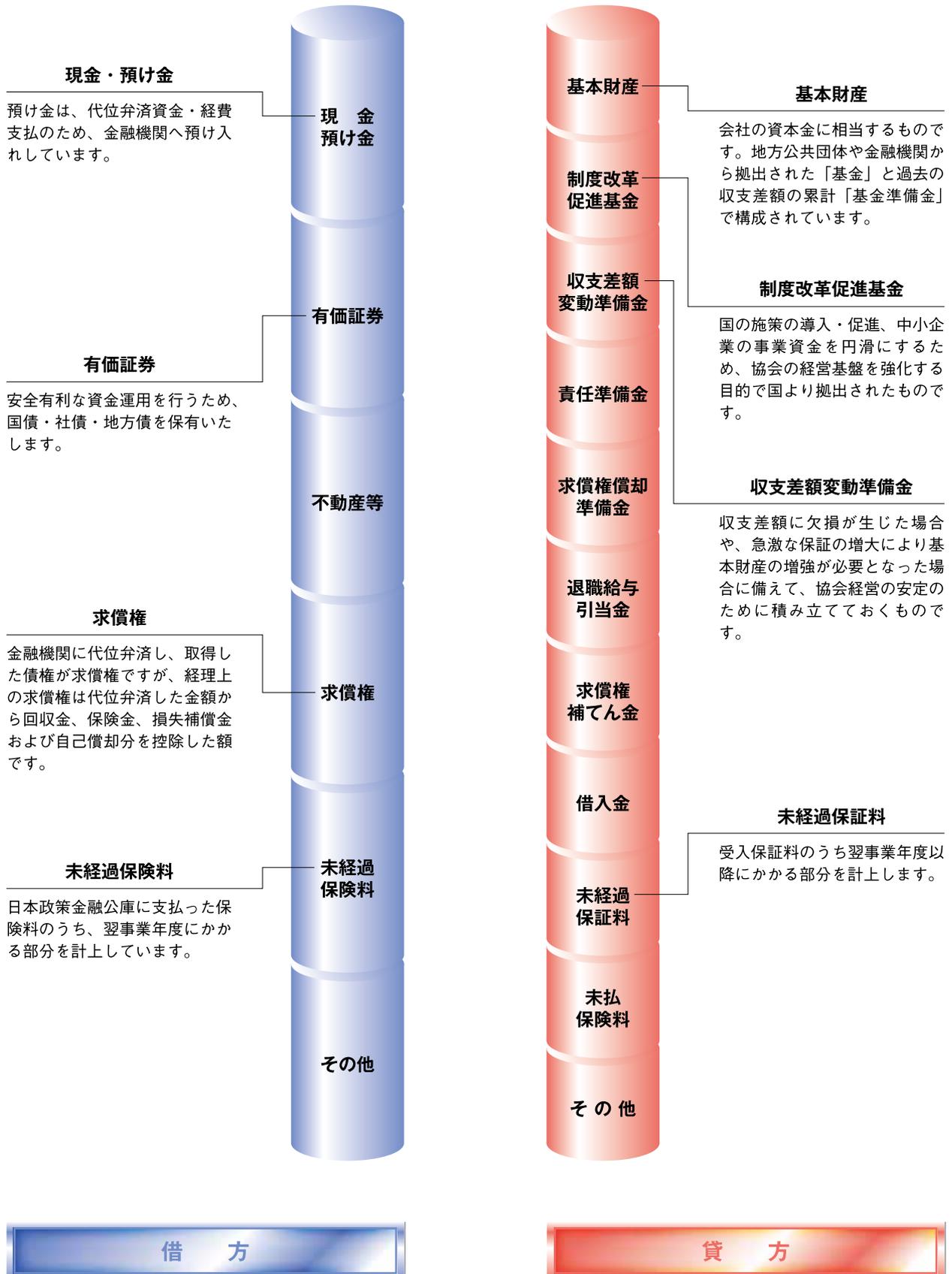
財産目録 平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産			負 債		
科 目		金 額	科 目		金 額
現 金		0	責 任 準 備 金		1,409
預 け 金		6,372	求 償 権 償 却 準 備 金		175
金 銭 信 託		0	退 職 給 与 引 当 金		783
有 価 証 券		26,947	損 失 補 償 金		18
そ の 他 有 価 証 券		0	保 証 債 務		233,660
動 産 ・ 不 動 産		311	求 償 権 補 て ん 金		0
損 失 補 償 金 見 返		0	借 入 金		0
保 証 債 務 見 返		233,660	雑 勘 定		5,738
求 償 権		727			
譲 受 債 権		0			
雑 勘 定		652			
合 計		268,672	合 計		241,786
			正 味 資 産		26,886

※) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

貸借対照表の用語説明



信用保証業務の概要

1. 信用保証をご利用いただける方

企業規模 法人の場合

資本金や従業員のうち、いずれか一方が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

個人事業主の場合

常時使用する従業員が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等（建設業・運輸業含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	-	300人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含まれません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が9割を超えている場合（《例》製造業においては271人）は別途従業員確認資料（※）が必要となります。
※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。
ただしこれにより難しい場合は、「賃金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」（提出先：日本年金機構事務センター）、「法人の事業概況説明書」（提出先：税務署）等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人およびNPO法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合（LLP）は保証の対象になりません。
- 6 宗教法人、学校法人は保証対象になりません。
- 7 平成27年10月1日から特定事業を行う中小規模のNPO法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。

営業経歴 現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます（但し制度により営業経歴を定めているものもあります）。

営業住所 法人の場合

奈良県内に本店又は支店・工場等がある場合は保証の対象となります。
（法人代表者の住所が奈良県内にあるだけという場合は対象外です）

個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

業種 ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農業	果樹栽培、きのこ製造（菌床栽培方式で工場の生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁業	全業種
飲食業	食事の提供を目的としないキャバレー、ナイトクラブなど
浴場業	特殊浴場業のうち、風俗営業関連
宿泊業	風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ラブホテル、モーテルなど）
娯楽業	風俗関連営業、パチンコホール、ストリップ劇場、競輪・競馬予想業、場外馬券売場、相場案内業 など
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農（生乳生産）・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこ類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保証限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱いに係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

許認可 許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

資金使途 事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

次に該当する場合は、信用保証を利用することができません。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
- ・許認可等を要する事業で、その許認可等を受けていない場合
- ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・信用保証協会（他協会を含む）の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合（※）
- ・銀行取引停止中（第一回目の不渡発生後6か月以内を含む）の場合
- ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの（※）
- ・休眠会社
- ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
- ・その他、信用保証協会が不相当と認めた場合

※再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

信用保証業務の概要

2. 信用保証料率について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、原則、融資実行時に全額を一括でお支払いいただきます。

但し、保証期限前に繰上償還により借入金を完済された場合など、当協会の規程により信用保証料の一部を返戻することがあります。

保証料率の決まり方

平成18年4月より、それまで原則として一律であった保証料率を、中小企業者の方の経営状況に応じて9段階の料率体系としております。

保証料率については、お客様の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の情報を「中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）」により評価し、その他外部要件を加味したうえで総合的に決定いたします。

中小企業信用リスク情報データベース（CRD）とは

平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースで、全国51の信用保証協会をはじめ、金融機関など約180の機関が会員となっております。

CRDには、日本全国の300万社以上の中小企業の財務データが保有されております。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。

保証料率

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、当座貸越・事業者カードローン・手形割引根保証のことです。

- 保証料割引制度について
 - 〈有担保割引〉 不動産担保の提供がある場合、一部の制度を除き0.1%（制度により0.02%）の割引を行います。
 - 〈中小企業会計割引〉 中小企業の会計に関する基本要領に準拠している場合（責任共有制度対象かつ保証料率が弾力化された保証に限ります。〈除、特定社債保証、一括支払契約保証〉）、または会計参与を設置している場合（除、一括支払契約保証）は責任共有対象制度のみ0.1%の割引を行います。
- 保証料弾力化の対象となる場合の基本的な保証料率です。
- 地方公共団体の制度保証、小口零細企業保証制度等については、保証料率が異なります。
- 平成19年10月より導入された責任共有制度により、表示方法を「保証金額の〇〇%」から「融資金額に対して〇〇%」へ変更しております。

3. 責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後に於ける経営支援や再生支援といった中小企業の皆さまに対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成19年10月より導入されております。

従来は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っておりましたが、制度導入後は、一部の保証制度を除いて80%保証となります。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。



原則すべての保証が責任共有の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

- 1) 経営安定関連保証（県セーフティネット保証）1号～6号
 - 2) 災害関連保証
 - 3) 創業関連保証（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
 - 4) 特別小口保険に係る保証
 - 5) 事業再生保証
 - 6) 小口零細企業保証
 - 7) 求償権消滅保証
 - 8) 中堅企業特別保証
 - 9) 東日本大震災復興緊急保証
 - 10) 経営力強化保証制度（県経営改善支援資金）※
 - 11) 事業再生計画実施関連保証制度（県再生支援融資保証）※※
- ※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りです。
- ※※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生実施関連保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りです。

信用保証業務の概要

4. 主な保証制度（平成28年7月1日現在）

	保証制度名	制度の特徴
協会制度	一般保証	通常の保証制度
	全国小口零細企業保証	小規模事業者の方
	特別小口保証	
	夏季特別	夏季の資金が必要な方
	年末特別	年末の資金が必要な方
	長期経営資金保証	大口で長期的な資金が必要な方
	当座貸越根保証	反復継続的な資金が必要な方
	事業者カードローン当座貸越根保証	カードでスピーディーに借入が可能
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方
	創業等関連保証	新規開業、分社化で資金が必要な方
	創業関連保証	
	流動資産担保融資保証	売掛金や棚卸資産を担保に資金調達をお考えの方
	特定社債保証	社債（私募債）の発行により資金調達をお考えの方
	経営力強化保証	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	改善サポート(事業再生計画実施関連保証)	
条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、自ら事業計画を策定して借換による金融の正常化を図る方	
フレッシュ15	保証債務残高や求償権残高がない方	
奈良県制度	経営強化資金	事業資金を必要とする方
	小規模企業者支援資金	小規模事業者で事業資金を必要とする方
	地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方
	チャレンジ応援資金	新たな事業の展開や設備導入等をお考えの方
	認定枠（奈良の木枠含）	
	創業支援資金（一般）	新規開業、分社化で資金が必要な方
	離職者等起業促進支援	
	創業支援資金（分社化）	
	離職者等起業促進支援	
	認定枠	
	南部・東部枠	
	女性・若者創業支援資金	
	企業立地促進資金	工場等の新增設、事業の高度化を実施する方（企業立地促進法に基づき、知事の承認要）
新エネルギー等対策資金	再生可能エネルギーを活用する施設等や省エネルギーに資する設備等を導入する方	
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方	
県改善サポート（再生支援融資保証）	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方	

※上記以外にも、各市町村の融資制度があります。

保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率(年率)	借入利率(年率)
2億8,000万円	運転、設備	運転10年以内 設備15年以内	0.45%～1.90% 手割：0.39%～1.62%	金融機関所定利率
1,250万円	運転、設備	10年以内	0.50%～2.20%	
1,250万円	運転、設備	5年以内	0.80%	
1,500万円	運転	5年以内	0.35%～1.80%	
2億円	運転、設備	20年以内	0.45%～1.90%	
2億8,000万円 2,000万円	運転設備	1年もしくは2年	0.39%～1.15%	
2億8,000万円	運転、設備	10年以内	1～6号：0.90% 7～8号：0.80%	
1,500万円	運転、設備	10年以内	1.00%	
1,000万円	運転、設備	10年以内	1.00%	
2億5,000万円	運転、設備	1年(根保証) 1年以内(個別)	0.68%	
5億6,000万円	運転、設備	2年以上7年以内	0.45%～1.90%	
2億8,000万円	運転、設備	運転5年(借換10年) 設備7年	0.45%～1.75% 借換(0.50～2.00%)	
2億8,000万円	運転、設備	15年以内	0.80%借換(1.00%)	
2億8,000万円	運転、 運転設備	15年以内	0.45%～1.90%	
2,000万円	運転、設備	7年以内	0.30%～1.75%	
5,000万円	運転、設備	7年以内	0.45%～1.56%	所定枠 金融機関所定 固定枠 2.075%
1,250万円	運転、設備	7年以内	0.33%～1.69%	1.775%
5,000万円	運転、設備	7年以内	0.20%～1.31%	1.775%
2億8,000万円 (運転は8,000万円以下 かつ設備資金の1/3以下)	運転、設備	運転7年以内 設備10年以内	0.00%～1.20%	金融機関所定利率
3,000万円 (運転は設備資金の1/3以下)	運転、設備	7年以内	0.00%	0.00%
1,000万円	運転、設備	7年以内	0.80%	1.575%
1,500万円			0.00%	
			0.80%	0.00%
1,500万円	0.00%			
2億8,000万円 (運転は8,000万円)	運転、設備	運転7年以内 設備15年以内	0.00%	金融機関所定利率
2億8,000万円	設備	15年以内	0.00%～0.96%	金融機関所定利率
5,000万円	運転	7年以内	1～6号 0.70% 7～8号 0.63%	所定枠 金融機関所定 固定枠 5年以内 1.775% 5年超 1.975%
5,000万円	運転、設備	15年以内	0.60% 借換(0.80%)	1.975%

役員名簿

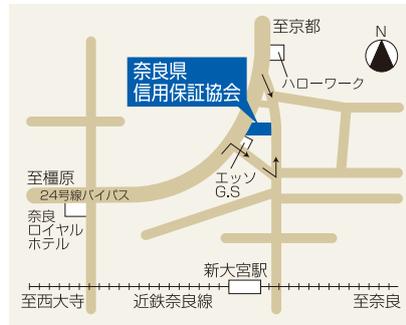
平成28年5月20日現在

役名	氏名	備考
会長	上 森 健 廣	常勤
専務理事	坂 本 精 章	常勤
常務理事	杉 村 和 彦	常勤
常勤理事	前 田 伸	常勤
理事	伊 藤 智 健	非常勤 三菱東京UFJ銀行 奈良支店長
同	上 田 清	同 奈良県市長会 代表(大和郡山市長)
同	植 野 康 夫	同 南都銀行 取締役会長
同	大 歳 清 次	同 奈良信用金庫 理事長
同	木 村 光 孝	同 商工組合中央金庫 奈良支店長
同	木 村 光 成	同 りそな銀行 執行役員 大阪地域・南ブロック担当 兼奈良地域担当 兼和歌山支店担当
同	郡 山 尚	同 大和信用金庫 理事長
同	嶋 本 義 隆	同 奈良県商工会連合会 専務理事
同	高 田 知 彦	同 奈良中央信用金庫 理事長
同	出 口 武 男	同 奈良県中小企業団体中央会 会長
同	橋 本 隆 史	同 奈良県銀行協会 会長
同	峯 川 郁 朗	同 奈良県商工会議所連合会 常任幹事
同	森 田 康 文	同 奈良県産業・雇用振興部長
常勤監事	宮 田 匡 司	常勤
監事	川 崎 祥 記	非常勤 弁護士
同	高 木 宏 哲	同 税理士

平成28年4月1日現在



■本 店



所在地 〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

総務部 TEL.0742-33-0551 FAX.0742-35-4501

業務部

業務課 TEL.0742-33-0552 FAX.0742-33-0553

経営支援課 TEL.0742-33-0559

管理部

管理課 TEL.0742-33-0554 FAX.0742-33-3883

期中管理課 TEL.0742-33-0555

検査室 TEL.0742-33-0512 FAX.0742-33-6606

企画部 TEL.0742-33-0548

■高田支店



所在地 〒635-0015 大和高田市幸町2-33
(奈良県産業会館内)

高田支店 TEL.0745-22-9551 FAX.0745-22-9558

発行：平成28年7月

奈良県信用保証協会 企画部 企画情報課

表紙：浮見堂（奈良市）



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

<http://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会 |

